

【磯子区】会計年度任用職員（税務課市民税業務）募集要項
（令和8年4月採用）

1 募集内容

募集人数	2人（A：1人、B：1人）
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと <p>※欠格事由については申込書で確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市県民税等の税務事務の経験、税務知識を有することが望ましい。
その他	<p>A及びBの2枠で募集を行います。</p> <p>併願することも可能です。</p>

2 勤務条件等

身 分	地方公務員法第22条の2に基づく会計年度任用職員
職務内容	<p>(1) 市民税事務における課税資料の収集・入力確認作業・整理編綴、申告書の封入封緘・開封・整理等、納税通知書の引き抜き作業等</p> <p>(2) 軽自動車税事務における入力確認作業、納税通知書の封入及び返戻通知書の調査等</p> <p>(3) 市民税・県民税申告書受付等の窓口案内・応対補助</p> <p>(4) 他都市からの照会回答（照会回答書の出力、返送作業等）</p> <p>(5) その他定期課税等事務に関する事務補助</p> <p>※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）</p>
任用期間	A・B：令和8年4月1日～令和8年5月29日
勤務日	<p>A：4/1, 4/3, 4/6, 4/8, 4/10, 4/13, 4/17, 4/20, 4/24, 4/27, 4/28, 4/30, 5/1, 5/8, 5/11, 5/15, 5/18, 5/22, 5/25, 5/26, 5/27, 5/28, 5/29 [計23日]</p> <p>B：4/1, 4/3, 4/6, 4/8, 4/13, 4/15, 4/20, 4/22, 4/24, 4/27, 4/28, 4/30, 5/1, 5/8, 5/11, 5/13, 5/18, 5/20, 5/25, 5/26, 5/27, 5/28, 5/29 [計23日]</p> <p>※勤務日は、事前に相談のうえ任用期間内で変更する場合があります。ただし、勤務日が連続して6日を超えることはありません。</p> <p>※「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は除きます。</p>
勤務時間	9時30分～17時00分 休憩時間（無給）：所属長の指定する1時間
勤務場所	磯子区役所 税務課 (〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎3階)
報酬	時給1,464円〔1日あたり：9,516円〕（令和8年度予定）（翌月払い・毎月21日） ※通勤費用（実費相当額）を別途支給します。 ※制度の変更等により、任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。
休暇	年次休暇 等
社会保険	加入なし ※兼職の状況によっては、健康保険等の加入対象となる場合があります。

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

3 応募方法

応募書類	会計年度任用職員申込書 ※所定の様式に必要事項を記入のうえ、御提出ください。 ※税関連の職歴（アルバイト含む）がある場合には職歴欄に詳しく記載してください。 ※有している税務知識があれば【活用したい能力・経験等】に記載してください。 ※活字での作成も可とします。 ※手書きの場合、鉛筆（消えるボールペン含む）は使用不可とします。 ※選考時の連絡にも使用するため、電話番号は平日の日中に連絡可能なものを御記入ください。 ※御提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめ御了承ください。
配布場所	(1) 磯子区役所 税務課（磯子区総合庁舎 3階34番窓口） (2) 磯子区ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/saiyo
提出先	(1) 郵送の場合 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所 税務課 会計年度任用職員採用担当 行 (2) 窓口持参の場合 ※受付は平日8時45分～17時に限ります。 磯子区役所 税務課（磯子区総合庁舎3階34番窓口）
提出期限	令和8年2月16日（月曜日）17時【必着】

4 選考方法

選考方法	個人面接
日 程	令和8年2月下旬～3月上旬（予定）
会 場	磯子区総合庁舎内
結果の通知	合否に関わらず、郵送でお知らせします。

5 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

6 その他

本件は、横浜市の令和8年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とします。議決がなされなかった場合は、選考に合格されても採用されないことがあります。

7 問合せ先

磯子区役所税務課 （担当）上島・強矢

TEL：045-750-2357